

令和元年 10 月

各 位

農林水産省神戸植物防疫所大阪支所
大阪府環境農林水産部農政室推進課

令和 2 年度末までのウメ輪紋ウイルスの防除対策について

日頃より、ウメ輪紋ウイルスの緊急防除対策にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。皆様のご協力により、ウメ輪紋ウイルスの被害に関する知見が蓄積されたことから、今年度より緊急防除対策が見直されました。

その結果、令和 2 年度末まで、以下の防除対策に取り組みますので、引き続きご協力をお願いいたします。

感染植物を特定するための調査及び感染樹の伐採・廃棄を中止します。

収量や品質の低下について調査を行います。

再植栽の自粛要請を緩和します。

適切なアブラムシ防除が行われる園地には、自粛を求めません。ただし、植物防疫所への届け出が必要です。

宿主植物の持ち出しの制限は継続します。

ウメ輪紋ウイルスの他の地域へのまん延を防ぐため、引き続き宿主植物の移動を制限します。ただし、植物防疫所での検査に合格したものは持ち出しができる場合があります。

これらの新たな対策によって得られた科学的知見を踏まえ、令和 3 年度以降の防除対策が検討されます。

ウメ輪紋ウイルスによる症状について

- 葉脈に沿って緑色の薄い部分ができる症状（退緑斑紋）
- 黄色又は銀色のドーナツ状の輪ができる症状（黄色輪紋）
- 症状は、5 月～7 月頃に最も明瞭に現れます。

このウイルスは植物に感染するものであり、ヒトや動物に感染することはありません。また、感染している樹の果実を食べても問題はありません。

